



水質汚濁防止法に基づく排水、 地下浸透水等の規制に係る項目追加 等について

この度、環境省の中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会は、水質汚濁防止法に基づく排水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について、第1次報告案を取りまとめ、平成23年1月24日までパブリックコメントの募集を実施しました。

今回の報告案は、平成21年11月30日に1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレンの4項目について、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準、又は地下水の水質汚濁に係る環境基準の項目への追加や基準値の変更が行われ、同日環境大臣から中央環境審議会会長に対して諮問が合ったのを受けて、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレンの3項目について取りまとめられたものとなっています。

本報告案では、いずれの項目も地下浸透規制を行う事が適当であるとし、基準値は環境基準値と同様とする(塩化ビニルモノマー:0.002mg/l、1,2-ジクロロエチレン:0.04mg/l、1,1-ジクロロエチレン:0.1mg/l)ことが適当としています。また、1,1-ジクロロエチレンについては排水基準を他の有害物質と同様に環境基準値の10倍とする従来の考え方を踏襲し、1mg/lとする事が適当であるとしています。

なお、今回の第1次報告に続き、残る1,4-ジオキサンについて、鋭意検討を進めていくとのことです。

当社では環境基準項目の分析や地下浸透水規制項目、排出基準項目の分析についても、長年の経験と実績があります。最新情報のお問合せと共にお気軽にご相談ください。

資料 2010年12月24日付 環境省 報道発表資料

2010年12月24日付 EIC ネット

化学分析箇所 清水圭介

水質汚濁に係る人の健康の保護に 関する環境基準等の見直しについて

この度、環境省の中央環境審議会水環境部会環境基準健康項目専門委員会では、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて」の第3次報告案を取りまとめ、平成23年1月24日までパブリックコメントの募集を実施しました。

今回の第3次報告案においては、カドミウムの水質環境基準健康項目基準値の見直しを行ったものです。その背景としては平成20年に食品安全委員会にて毒性評価値が見直され、平成22年に水道水質基準、同年6月に土壤環境基準(農用地)が見直された事があります。

基準値については、平成16年度以降の公共用水域における検出状況等から、現行の0.01mg/lから0.003mg/lへと見直すことが適当であるという検討結果になっています。

なお、今回の第3次報告に続き、農薬についての検討を今後進めていくとのことです。

当社ではカドミウムの分析はもちろん、環境基準項目の分析や水道水質基準項目の分析についても、長年の経験と実績があります。最新情報のお問合せと共にお気軽にご相談ください。

資料 2010年12月24日付 環境省報道発表資料

2010年12月24日付 EIC ネット

化学分析箇所 清水圭介

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

- [1. ダイオキシン類に係る環境調査結果\(平成21年度\) 環境省](#)
- [2. 微量 PCB 汚染廃電気機器等の無害化処理認定申請について 環境省](#)
- [3. 水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質について 環境省](#)
- [4. 産業廃棄物の不法投棄等の状況\(平成21年度\)について 環境省](#)



ISO/IEC 17025(JIS Q 17025)認定範囲の拡大が承認されました!

当社では、2007年に(公財)日本適合性認定協会(JAB)より認定を取得している試験所認定の国際規格ISO/IEC 17025において、この度の拡大申請が承認され、RoHS指令の全6物質とELV指令の全4物質、更には玩具の安全性規格に対して、認定を取得しました。

